

令和元年8月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和元年 8 月 27 日 午前 9 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	㊗ 8 番 田中 康	㊗ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	㊚ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 17名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男 ○ 岩木 保徳 ○ 松永 勝也 ○ 松瀬 義之 ○ 大石 裕 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 萩原 健詞 ○ 村田 勝美 ○ 立山 義典 ○ 早坂 勇 ○ 松尾 和広 ○ 紙本 政信 ○ 川下 實 ○ 吉田 政明 ○ 北川 廣海		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 任 川村 和夫	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
13 番 田 中 晴 美	18 番 瀬 川 伸 清	

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は朝からの定例会、午後からは佐世保で研修会ということで日程的にも大変タイトでございますが、今日1日よろしく願いいたします。

毎年実施しております農地パトロールにつきましては、先週21日の今福地区を皮切りに、22日に星鹿地区、23日に御厨地区、明日、28日が上志佐地区、29日が調川地区と今週でほぼ半分が終わります。残りは9月25日の志佐地区、10月2日の鷹島地区、そして10月4日の福島地区となっております。この農地パトロールにつきましては、農地法30条の規定に基づきまして、農業委員会は毎年1回その区域内にある農地の利用状況について、調査を行わなければならないという規定に基づきまして実施しているところですが、遊休農地の実態の把握、また、違反転用の早期発見などの目的のため行っております。それぞれの地区につきまして、担当の委員の皆様、よろしく願いいたします。

また、人と農地に関するアンケート営農実態・意向調査の配布を8月20日から22日までの3日間でほぼ終了しております。農業嘱託員までの回収を9月9日、農業委員会への提出を9月13日までとしておりますので、地域の皆様からの問い合わせ等がございましたらよろしく願いいたします。

また、本日は、11時半を目安に委員会を終了し、昼食を取った後、12時半には、レオプラザホテル佐世保で開催されます長崎県農業会議主催の、地区別農業委員研修会に向かう予定でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、山川会長にご挨拶をしていただきまして、8月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、おはようございます。本日は、雨の中、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。また、局長からもお話がありましたが、午後は佐世保の方で地区別研修会がありますので、そちらの方もどうぞよろしく願いいたします。

私からは、2点だけお願いをしたいと思います。私どもの仕事は、農業委員会法あるいは農地法、経営基盤強化促進法、農地中間管理事業法等、法律に基づいて仕事をしております。身分上は特別職の地方公務員ということになります。一番大事なことは、農地の最適化ということでございまして、この取組みが農業委員会に課せられた課題でございます。その中で、最適化というのは何かと申しますと、担い手への農地の集積ですとか、遊休農地の解消事業ですとか、あるいは、中間管理機構との連携等がございしますが、その中で、担い手への集積というのが特に重要なことでございます。皆様方には、掘り起こしや再設定の取り組み等をお願いしておりますが、その中で特に皆様方をお願いしたいのは、農家からの苦情の件でございます。新規の掘り起こしはもとより、更新の手続き等も、皆様お忙しい中に取り組みいただいているわけですが、公告をして初めてその契約が成立ということで、最低でも期間満了を迎えるひと月前までには更新手続きを済ませないといけないということになります。委員の皆様方にもその通知をお渡ししているわけですが、何日までに提出してくださいと

いう期限を設けております。我々は、法律に従って仕事をしておりますので、くれぐれもその期限を守って確実な事務処理をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一点は、局長からもありました、意向調査の件でございます。意向調査の配布回収は主に農業嘱託員の皆様をお願いすることになりますが、農業嘱託員さんの回収が難しい地区も、かなりあるようでございます。回数を決めて回っていただこうと考えておりますが、その後の未回収分につきましては、大変御足労をかけますけれども、皆様方へお願いをしたいなと思っております。前回の 26 年度に行ったアンケートの回収率は 82~3 パーセントでございました。今回は、90 パーセントを上回っていかねばいけないと思っております。それはなぜかといいますと、今回の場合はその後の仕事が国の方から明確に打ち出されているからでございます。意向調査をして、その分析、地図化をして、それを持って集落の話し合いに入っていくという流れになっています。そして、その集落の 5 年後、10 年後をどう守っていくのか、誰が守っていくのかという具体的な作業をしなければいけません。そうなりますと、そのデータとなります意向調査が重要となってきます。回収率が低ければ、そのデータが信用できないものになってきますので、今回は 90 パーセントぐらいは集めたいと思っております。大変御足労をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日の欠席届が出されている委員は、8 番 田中康委員、9 番 崎田委員でございます。推進委員は、大久保委員、安永委員、岩木委員から欠席の連絡をいただいております。梶山委員が少し遅れるということです。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。13 番 田中委員、18 番 瀬川委員のおふたりにお願いいたします。

それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。2 件ございます。

1 件目は、貸人、借人が記載のとおり、農地の所在が志佐町池成免、地目は田、面積 1,969 平方メートルです。通知年月日が令和元年 7 月 19 日、受付年月日が令和元年 7 月 22 日です。平成 29 年 6 月 20 日から令和 2 年 6 月 19 日までの 3 年間の賃貸借契約となっておりますが、借人が(令和元年 6 月 1 日に)亡くなられたことによる解約になります。

2 件目は、貸人が、借人が記載のとおり、農地の所在が御厨町狩原免、地目は畑、面積は 2,452 平方メートルです。通知年月日が令和元年 7 月 31 日、同日受付です。平成 28 年 8 月 2 日から令和 8 年 8 月 9 日までの 10 年間の賃貸借契約となっておりますが、人手不足によりハウス栽培まで手が回らないということで借人の都合による解約になります。

続きまして、申請事件の処理状況でございます。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

< 申請事件の処理状況 >

農地法関係

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	一般個人住宅	320 m ²	R1.8.14 許可
5	譲渡人(貸人) 氏名	譲受人(借人) 氏名	発電用施設用地	1,408 m ²	R1.8.14 許可

< 提案事件の集計表 >

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	親子間による生前贈与	1	3,561 m ²	8,850 m ²	12,411 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	太陽光発電施設	3	4,941 m ²	2,127 m ²	7,068 m ²
	小型風力発電施設	1		353 m ²	353 m ²
計		4	4,941 m ²	2,480 m ²	7,421 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転					
利用権設定		8	18,789 m ²	7,987 m ²	26,776 m ²
	賃借権	4	7,823 m ²	7,358 m ²	15,181 m ²
	使用貸借	4	10,966 m ²	629 m ²	11,595 m ²
計		8	18,789 m ²	7,987 m ²	26,776 m ²

意見書関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について		3	8,560 m ²		8,560 m ²

承認関係

内 容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項の規定による「農地」に該当するか否かの決定について	6	7,723 m ²	3,348 m ²	11,071 m ²

議長 各種報告が終わりました。これらの件で、皆様方からご質疑等ございませんか。

(質疑・意見等なし)

何もありませんね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第 47 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。事件番号 1 番について、ご説明いたします。申請事由は、譲渡人から譲受人への、親から子への生前贈与を行うものであります。贈与する農地は、志佐町白浜免の田 6 筆 3,561 平方メートル、畑 5 筆 8,850 平方メートル 合計 11 筆の 12,411 平方メートルであります。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が 14,487 平方メートル、農従者は 1 名、譲受人の農業従事日数は年間 320 日となっております。以上の状況により農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 議案の説明が終わりました。この案件につきましては、親から子への生前贈与ということです。地元委員さんからのご意見を伺いたいと思います。

3 番 3 番 柿山です。8 月 21 日に確認に行きました。話の内容を聞きましたが、なんら問題はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんからも、問題はないというご意見をいただきました。

この件に関しまして、皆様方からの質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は申請どおり決定するものといたします。

次に、議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議

題とします。

事務局

議案第 48 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請書に基づき調査した結果をご説明いたします。

4 ページをお開き下さい。事件番号 1 番からご説明いたします。現地の位置図を議案の 30 ページ及び 31 ページに添付しております。字図は 32 ページに、配置図は議案の 33 ページに、立面図は議案の 34 ページに添付しております。申請地は、星鹿町青島免、地目：畑、353 平方メートルです。借人、貸人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、風力発電施設であり、低圧電力です。排水計画は自然流下です。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして、事件番号 2 番についてご説明いたします。現地の位置図を議案の 30 ページ及び 35 ページに、字図は 36 ページに、配置図、排水計画図を 37 ページに添付しております。排水経路図は 38 ページに断面図は議案の 39 ページに添付しております。当該案件は、今年 4 月の総会にてご審議いただいたところですが、排水計画を再度見直し検討するようとの保留案件となっております。翌月 5 月 23 日付で取下げが行われておりました。農業振興地域整備計画の農用地から平成 30 年 7 月 26 日付けで除外になったところでもあります。申請地は、志佐町栢木免地目：田 3 筆と併用地 地目：山林で 139 平方メートルの合計 5,080 平方メートルです。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。農地区分は、申請地が 10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地であり、土地改良事業も行われていないことから第 2 種農地地区となります。転用の目的は、太陽光発電施設であり、高圧電力です。パネル数は 1408 枚で出力合計 422.4 キロワットを設置することになっております。排水計画は自然流下であります。また、2 箇所の溜桝新設と排水方向や流末における流入量等を計算された結果、240×240 幅の U 字溝でも大丈夫であるようですが、近年の短時間豪雨等も考慮し、300×300 幅の U 字溝を新設で設ける計画となっております。排水方向の隣接地の方の同意書も添付されております。資金計画については、金融機関による資金証明書が添付され確認しております。300 平方メートルを超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号 3 番及び 4 番についてですが、8 月 20 日に現地調査は終わっておりましたが、貸人が排水、流末のことで近傍地の所有者のことも考慮された結果、貸さないということになったようです。従いまして、昨日 8 月 26 日付で今回の案件 2 件共、申請事業者から取り下げる旨の連絡がありました。

今回 5 条 2 件のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。ここで、地元委員の意見を伺いたいと思ひ

ます。事件番号 1 からお願いいたします。

推進委員 推進委員の松瀬です。青島免の分です。事務局の説明のとおりです。7 月にも現地確認に行きましたが、32 ページにもあるように、右の方は原野です。左側は同意が取れております。ほかの所は耕作放棄地になっておりまして、風力発電施設ができて何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは事件番号 2 について地元委員さんをお願いします。

10 番 10 番 吉原です。事件番号 2 番についてご報告いたします。先ほど、事務局より詳しく説明がありましたが、この件に関しましては 5 月 23 日付けで取下げとなっております。再申請をされておりましたので 8 月 20 日の午前 8 時 30 より現地立ち合いを行っております。雨水排水の問題で取り下げられた後検討されまして、降雨量等を計算され 240×240 の U 字溝で処理可能という結果でした。それを、余裕を持って 300×300 の U 字溝でスムーズに排水処理するようにしたという説明でございました。それによりまして、なんら問題はないと思われました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、現地確認に行かれた委員さんからも、お話をお聞きしたいと思います。

13 番 13 番 田中です。20 日に、山本委員、事務局と一緒に現地確認に行ってきました。先ほど説明にもありましたように、遺跡の調査も終わっているということでございますので、問題ないと思えます。

議長 2 番に関してもお願いします。

14 番 14 番 山本です。私としては、U 字溝の 300 ミリメートルで大丈夫かなと思いはしたのですが、周りの住民の方の了承ももらわれていることなので、問題ないと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。事件番号 3 は取下げということでございます。事件番号 1、2 については地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからは、問題はないだろうというご意見でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。事件番号 1、2 につきまして、何かご意見等はございませんか。

5 番 5 番 武部です。事件番号 1 は、賃貸借で 20 年間とされておりますが、発電機の耐用年数が分かれば教えていただけますか。

事務局 農業委員会では、20 年間の賃貸借であれば維持管理も含めて 20 年で取り扱っていただくように考えております。個別の何年で耐用年数は変わっ

てくると思います。パネルであったり、メーカーであったりで違ってきます。パネル自体は30年ほど大丈夫ということですが、耐用年数的には20年程度、それから、設備は10年以内に更新しなければならないというお話をうかがっております。風力については、定期点検で羽根等を取り外しての点検ということです。風力についての耐用年数はこちらの方ではわかりません。

10 番 10 番 吉原です。事件番号1番について、U字溝の300ミリメートルで大丈夫か、という話が出ていましたので、そのところを事務局の方から説明してください。

事務局 ご説明いたします。流量計算ですけれども、表面排水の水量と、勾配、降水量等を計算してありまして、通水量と降水量から計算した数字が示されております。流量計等をきちんとしてある中で、判定が全て大丈夫ということです。降水量が係数で書いてあるもので、何ミリというのがすぐには分かりません。

10 番 10 番 吉原です。今回は何ミリの計画で出されているのかと、立ち合いが済んでから思いました。今後も太陽光パネルの設置についての申請が出てくると思いますので、その時のためにも計算基準を統一していた方が良いのではないかと思います。計画として出される時には、瞬間雨量の多い方で計算はしてあると思いますが、私達も正確な判断ができませんので、そのところをよろしく願いいたします。

事務局 時間雨量125.3ミリで計算してありました。通常50ミリということですので、約2倍強で出しております。この基準値が、長崎県降雨強度式というもので計算されたもので、計算基礎が、長崎県開発許可制度の手引き、さらに土地改良事業計画基準及び運用解説の設計水路等、それと土地改良事業設計基準から農道等それらを全部加味した上で計算をしてあるということになります。

議 長 ほかに何かありませんか。

推進委員 推進委員の松田です。事件番号1,2についてではなく、3,4についてです。今日、欠席の大久保委員から、総会の折にぜひ言っておいてもらいたいということでしたのでお願いします。

この前出ていて、周辺の同意が取れず取下げになり、今回もまた周辺との連絡が取れず取下げになったということですが、流れていく水路を確認した上で、事前に周辺の人に確認をしてあるならこういう問題は起きないのではなかろうかと思えます。できれば、今後は周辺の方の同意を得た上で現地確認という流れでしていただきたいという大久保委員さんの要望でしたので、どうか対応のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の方から何かありませんか。

事務局

1 回目の時に流末の所有者の確認が取れていないということで、現地確認の後取下げになりました。それをクリアしたという申し立てで、再度申請がありました。申請があれば受け付けざるを得ない状態です。前とは違う方向に流末を変えてありました。当初は竹林の中に流し込む形でしたが、現地を見ると変えてありました。現地を確認しても、最終流末がどこであるか等、地元の農業委員さん推進委員さんしかわからない部分もあります。申請が出て4日ぐらいで現地確認に行かなければいけないという、ぎりぎりの日程で行っておりますので、事前に資料をお渡しするのが難しい状況です。事前指導にも限界があるので、この場合、1 回目の時に先の状態まで分かっているのであれば、農業委員さんからご指摘いただければ、そういうことが可能だとは思いますが、現状では、難しいと思います。

推進委員

推進委員の松田です。申請受付から確認までが短いというのであれば、その期間を延ばしてでも、担当委員さんに確認をしてもらって、現地確認を行ってほしいのですが。

事務局

農地転用は標準事務処理期間というのが法的に定められておまして、だいたい申請から45日で結論を出しなさいということになっております。1ヶ月延ばすとそれだけで30日経ってしまうということです。一旦保留にしている場合、たまにございますけれども、それも意味なく延ばすのは不可能ですので、原則、1回取り下げいただくこととなります。

推進委員

推進委員の松田です。大久保委員さんとしては、そういうものが出た時は前もって目を通すようにしたいということですので、今後は、こういうことは無いとは思いますが、周辺の状況は大事だと思います。

事務局

今回の問題の一番の原因は、土地の所有者と業者の話し合い不足ではないかと思われます。地主にしてみれば、周りに迷惑をかけなければ大丈夫だろうという軽い気持ちで、決断されたようですが、最終的にその水が下流域に迷惑をかけるようであれば止める、というのが今回の経緯のございます。今後申請がある時に、地主に対してどのような計画であるのかを説明してあるかどうかを確認した上で、進めるようにしたいと考えております。

議長

今、事務局から説明しましたがけれども、3条についても5条についても、農業委員会の仕事というのは、標準事務処理期間というのがありまして、受付から何日以内に処理しなくてはならないという規定がございます。それを超えると、業者から遅くなった理由の法的根拠を示すように求められます。だから、特別なことが無い限り、標準事務処理期間内に処理を行わなければなりません。ですから、業者から受け付ける前に地元との協議はしっかりしてあるのか確認して、できていなければ受け付けられないと言うことはできると思います。以前は地元の同意書を付けてもらっていましたが、今は、特別な事情を除いて、原則は地元の同意はいらなくなってい

ます。ですから、その点は非常に難しくなっています。しかし、太陽光発電施設は、どうしてもこのような問題が出てきます。分かっていることは事前に十分に対策を打って進めていかなければ、後々、どうしてこのような許可を出したのかということになりかねません。

ほかに何かございませんか。

(意見等なし)

無いようでございますので、申請どおり進達することに異議はございませんか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 48 号は、農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に、議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和元年 8 月 28 日としております。7 ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8 ページに賃貸借権の再設定分、新規設定分、使用貸借の再設定分、新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。こちらは、皆さんに掘り起こしを出していただいた分でございます。お目通しをいただきまして、間違い無いか等の確認をお願いいたします。

(意見等なし)

ご意見もないようですので、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 49 号は、農用地利用集積計画どおり決定することといたします。公告予定を 8 月 28 日とさせていただきます。

次に、議案第 50 号 農用地利用配分計画案についてを議題といたします。

事務局 議案第 50 号 農用地利用配分計画案についてでございます。11 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでござ

います。12 ページをご覧ください。公社がA氏から AtoA で借受けていた農地を新たにB氏に貸付ける分で、7年5月の使用貸借契約になります。13 ページにB氏の経営状況を記載しております。

続きまして 17 ページをご覧ください。ただ今ご説明しました公社が豊川誠治氏に貸付ける分と同じで、公社がA氏から AtoA で借受けていた農地を新たにC氏に貸付ける分で、7年5月の使用貸借契約になります。18 ページにC氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしく願いたいいたします。

議長 議案の説明が終わりました。皆様方からの質疑を受けたいと思います。何かご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようないようでございますので、問題ないという意見を付して提出することよろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは、問題ないという意見を付して提出いたします。
次に、議案第 51 号 農用地利用配分計画案についてを議題といたします。これは、農業委員さんに関する案件でございます。農業委員会に関する法律第 31 条の規定により、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

事務局 22 ページをご覧ください。議案第 51 号 農用地利用配分計画案についてでございます。こちらは委員さん関係分になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。23 ページをご覧ください。公社がD氏から借受けていた農地を(農)Eに貸付ける分で、10年間の賃貸借契約になります。24 ページに(農)Eの経営状況を記載しておりますので、ご審議よろしく願いたいいたします。

議長 議案の説明が終わりました。この件につきまして、質疑を受けたいと思います。何か、皆様方からご意見等はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようないようでございますので、配分計画については問題ないという意見を付して提出することよろしいですか。

委員 はい。

議長

それでは、そのように処理をさせていただきます。

(関係委員 着席)

次に、議案第 52 号 荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題とします。

事務局

荒廃農地調査による農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの決定についてご説明いたします。29 ページをお開き下さい。それでは、最初の案件について、ご説明いたします。1 番～3 番について、まとめてご説明いたします。F 氏からの申し出によるものです。御厨町里免、地目：畑：320 平方メートルと田：13 平方メートル田：33 平方メートルの 3 筆であります。7 月 19 日に松田推進委員と現地調査を行いました。スライドをご覧ください。ご覧いただいているとおり、2 筆は山林化、1 筆は原野化している状況でありました。

続きまして、4 番目の案件です。調川町平尾免 G 氏からの申し出によるものです。対象地は、調川町平尾免、地目：田、7,677 平方メートルです。8 月 2 日に村田推進委員と現地調査を行いました。スライドをご覧ください。ご覧いただいているとおり、申出地は、草木、暖竹が生い茂っていて、進入路もない状態でした。

続きまして 5 件目になりますが、この 5 件目と次の 6 件目につきましては、昨年 9 月の農業委員会定例会の折に農業振興地域からの除外についてご審議いただき、その後、今年 1 月 8 日付けで除外されたものになります。5 件目の申出人は記載のとおりです。対象地は鷹島町黒島免、地目は畑、面積は 1,846 平方メートルです。現況は原野で申し出されております。現地の確認は今月の 22 日に吉田委員と私の 2 人で行いました。1 枚目の写真は用地の北側から撮影したものになります。2 枚目の写真は西側から撮影したものです。ご覧のとおり農地全体に雑木等が生い茂っており、農地に戻すには困難な状況と判断したところです。

6 件目になりますが、申出人は記載のとおりです。対象地は鷹島町黒島免、地目は畑、面積は 1,182 平方メートルです。現況は原野として申し出がされております。1 枚目の写真は農地の西側から撮影したもの、2 枚目の写真は用地の南側から撮影したのになります。先程ご覧いただいた 5 件目の農地と同様に全体的に雑木等が生い茂っており、立ち入ることも困難な状況でありましたので、農地に戻すには困難であると判断したところです。

以上、6 件について、ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

議案の説明が終わりました。ここで地元委員のご意見をお聞きしたいと思っております。事件番号 1、2、3 を松田委員にお願いいたします。

推進委員

推進委員の松田です。こちらは、7 月 17 日に事務局と共に確認いたしました。畑は国道のすぐ下で、面積が書いてありますが、実際はこのような広さがあるのかなという感じです。国道の法面の残土をその辺りに広げて

あり、瓦礫交じりの状態で、農耕は無理であると判断してきました。田の2件は、昔の段々の田で、今は雑木が生い茂り入っていけない状態です。下の方には広い田があります。以前、非農地にというお話があったようですが、その時は、所有者が田として持つておきたいということのようでした。機械が入って行く道もなく、歩いてしか行けません。どう考えても農耕は無理だとみてきました。農地から外すのは妥当だと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。事件番号4について、村田委員からお願いいたします。

推進委員 推進委員の村田です。事務局から説明がありましたように、申請地の周りまで、草木が茂っていて原野化しております。申請地に入る耕作道自体に雑木が生えていて、そこまで行く道がありません。暖竹や雑木が生えてきている状態であり、開墾したところで、猪の被害も心配されます。所有者は高齢であり耕作は無理だということでした。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、5番、6番について、吉田委員にお願いいたします。

推進委員 推進委員の吉田です。8月22日に事務局と一緒に現地を見に行ってきました。事務局の説明のとおり、昨年も見たところです。昨年見たときよりもさらに雑木が生い茂り、農地に戻すことは不可能だと判断してきました。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。各地元委員さんから説明を受けたところでございますが、1番から6番について、農地に戻すことは困難な状態であるということでございます。ここで皆様方から質疑をお受けいたします。この案件につきまして、何かご意見等はございませんか。

推進委員 推進委員の早坂です。このように、農地を原野にしますと税の問題が出てくるかと思いますが、こちらは本人からの申請によるものですか。それとも農業委員会から勧告を受けて申請したものですか。

事務局 このページの表の右端から2番目の列に申出と書いています。この分は、全てご本人さんからの申出によるものです。農業委員会からの分は、農地パトロールの結果、農地としての判断ができないものについて、個別に意向をお聞きして、農地から外すものか農地に戻すのかの確認をします。その結果、農地に戻すというお返事をいただかなかつたものを、こちらに上げることになります。農業委員会が一方的に非農地通知をお出しすることはありません。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

(意見等なし)

ご意見もないようでございますので、非農地通知を交付することに異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は、申請どおり非農地通知を交付するものといたします。

以上で議案の審議を終わります。

次回の委員会のお知らせをいたします。9月27日金曜日 13時30分から市民ホールを予定しております。

以上で8月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

11時25分